

第 9 期東御市農業委員会
第 4 回定例総会議事録

東御市農業委員会

1 日 時 令和8年7月30日（木）午後2時00分から午後4時45分

2 場 所 勤労者会館2階 大会議室

3 出席委員（20名）

会長	船田 寿夫	会長職務代理	井出 藤男
1 番	友野 太一	2 番	竹内 和久
3 番	櫻井 悦雄	5 番	小川原 武
6 番	荻原 良弘	7 番	倉嶋 慶和
8 番	小林 俊次	10 番	上原 真由美
11 番	櫻井 夏雄	12 番	岩井 敏行
13 番	掛川 久善	14 番	山崎 保徳
15 番	小山 祐一	16 番	柳澤 大作
17 番	柳橋 琢夫	18 番	白石 文生
推進	高木 春美	推進	唐澤 清敏
推進	野中 剛	推進	小泉 聖人
推進	山田 貴司		

4 欠席委員（0名）

5 出席職員
（5名）

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐々木 大輔
事務局 渡邊 みちる
事務局 福川 佳菜子
事務局 堀 涼佳

6 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

第3回 農業経営改善計画認定意見聴取について

7 議事録署名委員 8 番 小林 俊次 10 番 上原 真由美

事務局 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、また、暑い中、総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日、柳澤委員についてはちょっと遅れる旨の連絡がありましたので、進めていきます。それでは開会の方を、会長職務代理からお願いします。

井出会長職務代理 はい、皆さんこんにちは。ご苦労さまです。暑い中ではございますが、早速始めたいと思います。それでは、ただいまから第4回東御市農業委員会定例総会を開催します。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続いて会長挨拶、その後議事録署名委員の指名、議事と進めていただければと思います。

船田会長 改めまして皆さんこんにちは。熊本では大地震が起きまして、大きな被害が発生しております。被災された方に置かれましては、この場をお借りしてお見舞い申し上げたいと思います。台風13号の動きも少し心配なところがあるわけですが、そういった中お集まりをいただきまして、大変どうもご苦労様でございます。基幹的農業従事者が100万人を割ったという話は、すでにいろいろなところで報道がされております。前年から約5%減少をして、2010年に比べて、15年間のうちに半分に減ってしまったという状況です。高齢化による離農というのが一番大きな要因とのことです。また、2024年、一昨年の新規就農者は、前年並みの4万3,500人ということで、そのうち49歳以下については前年比の1.1%減の1万5,720人で、3年連続過去10年の最少を更新したという状況のようです。政府は、食料安全保障の実現に向けて、農業の構造転換を集中的に推し進める方針ですが、その根幹となります国内農業の持続的な発展には、今の基幹的農業従事者と、次代を担う人材の育成確保が非常に重要になるという状況です。こういった中、先般の7月5日に東京都の有楽町で、長野県、市町村、JA合同の就農相談会というものが開催され、事務局の堀さんと福川さんと私で出席をしてきました。長野県全体では、30数個のブースが出店し、この上小地区では上田市・長和町の合同のブース、それぞれ東御市と青木村の単独のブースの合計3つのブースが出店をしました。私は昨年も出席しているのですが、当日会場に相談にこられた方は昨年より少なく79組でした。昨年は110組でしたので、約30組少なかったという状況です。上小地区のブースに相談にこられた方は15組で、そのうち7組は東御市のブースにこられました。上小地区への就農希望というのは他の地区に比べて非常に人気があると感じております。とりわけ東御市については、その上をいくというような状況です。この相談会を通じて、当

地区へ就農される確率が高いとのことです。今後これらの皆さんが就農に繋がるように、アフターフォローをするということがこれから必要になってくると思いますし、人口減少ですとか、少子高齢化が進む中、他産業との競争というのも非常に多く、とりわけ若手の農業者を確保するというのが非常に厳しい状況になってきております。しかし、こういった取組みを機会に、新規就農者の確保につなげていけるような活動というものを今後強化していく必要があると感じた次第です。東京で行われた就農相談会のことを少しお話させていただいて、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事録署名委員の指名を行います。議席番号8番の小林委員、それと10番の上原委員にお願いします。それでは議事の方に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてということで、それぞれ審議の前に、概要説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。3条の許可申請は4件ございます。

番号1、〇〇番〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、農地の管理が困難なため譲受人に譲り渡すものです。譲受人は、ワインブドウ栽培のため移住予定で、自宅予定地に隣接する農地取得のため譲り受けるものです。自宅予定地は先月の農業委員会で5条の許可申請があった場所になります。申請地では、ワイン用ブドウを栽培する予定です。譲受人は〇〇を今年3月に卒業しており、実践と講習でワインブドウについて学んだそうです。一般野菜ではありますが、8年間農家の手伝い等で農作業経験もあるため農業への意欲はあり、自宅予定地の隣接地でもあるため問題ないと判断しました。

番号2、〇〇番〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、農地の維持管理が困難なため譲受人に譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。申請地ではブロッコリー等の一般野菜を栽培する予定です。

譲受人は農業経験が20年以上あり、家族3人で耕作予定です。すでに広く耕作をしており、申請地についても荒れていたところの草刈り等を行い復旧しているとのことです。自宅から車でおよそ15分のため問題ないと判断しました。

番号3、〇〇番〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇から〇〇

メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇に移住予定の〇〇の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、農地管理が困難なため譲受人に譲り渡すものです。譲受人は、移住する住宅の隣接地で耕作便が良いため譲り受けるものです。申請地ではカキやビワ等の果樹とトマト、ナス等の一般野菜を栽培する予定です。管理機、草刈り機は導入予定です。農業従事については、家族2人で行う予定です。農業経験については3年ほど野菜栽培の経験がありますが、果樹栽培はほとんど経験がないため近隣農家やJAに相談しながら進めていきたいとのことです。譲受人住宅予定地に隣接する農地のため問題ないと判断しました。

番号4、〇〇番〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、農地管理が困難なため譲り渡すものです。譲受人は、自身が経営する事業所の近くで耕作便が良いため譲り受けるものです。申請地ではサツマイモ、ミニトマト等の一般野菜を栽培予定です。譲受人は〇〇の施設を経営しており、〇〇に住んでいますが毎日通っています。また、施設利用者の居住施設として申請農地に隣接する宅地を取得予定です。農作業従事は主に本人が行いますが、施設利用者に農業体験も兼ねて手伝っていただく予定とのことです。勤務地から徒歩2分で、取得予定地に隣接する農地でもあるため問題ないと判断しました。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございました。事務局から農地法第3条の許可申請について、番号1から4までの概要説明をいただきました。それでは番号1について審議に入る前に、担当の小林委員から内容の詳細・補足説明をお願いします。

小林委員

はい、よろしくお願いします。場所は、先月6月の続きの土地で、〇〇の〇〇側の土地です。〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、この土地を〇〇さんが譲り受けて、これからワインブドウなどを栽培する予定だそうです。審議の方、よろしくお願いします。

議長（会長）

それでは審議に入ります。質問等があればお願いいたします。いかがでしょうか。

小山委員

現在の経営面積がほぼ3,000平方メートルということで、ワインブドウを栽培するということですが、この規模で経営は成り立つものなのでしょうか。これから広げていく予定があるのですか。

事務局 今回申請があった方は、自分が作ったワイナリーでワインを作って、それを飲むのが夢だということで、出荷目的ではなくご自身の夢のために行うものということです。今後広げる予定は今時点では考えていないようです。

議長（会長） その他はいかがでしょうか。質問等ないので採決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長（会長） はい。賛成多数と認め、番号1については承認とします。
続いて、番号2の審議に入ります。審議の前に、担当の竹内委員から内容の詳細・補足説明をお願いします。

竹内委員 はい、よろしくお願いします。図面の2ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇側、〇〇の〇〇側の農地のほぼ中心の位置になることです。譲渡人は〇〇さんで、高齢になり農地の管理が困難とのこと。譲受人の〇〇さんが取得後は、ブロッコリーを作る予定だということです。特段問題はないと考えられますので、審議の方よろしくお願いします。

議長（会長） はい、ありがとうございました。ただいま詳細・補足説明をいただきました。審議に入ります。質問等があればお願いします。はい、質問等がないようですので採決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい、ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。
続きまして、番号3の審議に入る前に、担当の井出委員より詳細・補足説明をお願いします。

井出会長職務代理 それでは説明します。よろしくお願いします。図面は3ページをご覧ください。〇〇の〇〇から〇〇側に少し〇〇ところの農地です。譲受人〇〇さん、譲渡人〇〇さんということで、図面に「譲受人住宅予定地」と書いてありますが、そこは東御市の空き家バンクに登録されていたもので、農地についても一緒に譲り渡すという案件です。〇〇さんにご主

人の2人で移住とのこと。機械等はこれから購入をして果樹等を作るとのこと。近隣に果樹を栽培している農地はあまりないのですが、近所に住んでいて、果樹で大きく耕作されている方はいらっしゃいますので、そちらのアドバイスを受けながら栽培できると思います。特段問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。よろしいですか。質問がないようですので、採決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい、全員賛成と認め、承認とします。
続きまして番号4の審議に入る前に、担当の高木委員より、詳細・補足説明をお願いします。

高木委員 よろしくをお願いします。〇〇から〇〇メートル程〇〇にある農地です。譲渡人の方は〇〇の方で、譲受人の方は〇〇の方です。譲渡人は農地管理が困難なため譲受人に譲るというものです。譲受人は、自身が経営する事業所の近くで耕作の便がよいため譲り受けるものです。申請地では一般野菜を栽培する予定です。譲受人の方は〇〇の経営しており、〇〇に住んでいますが毎日通っています。施設利用者の住居施設として、申請農地に隣接する宅地を取得する予定です。農作業従事は本人がされる予定ですが、施設の利用者にも農業体験も兼ねて手伝っていただく予定とのことでした。勤務地から徒歩2分で、取得予定の宅地に隣接する農地でもあるため問題ないと思います。審議の方よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等あればお願いします。よろしいでしょうか。質問がないようですので、採決に入ります。番号4について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） ありがとうございます。全員賛成と認め、番号4については承認とします。
続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回は9件あります。一括、事務局から説明をお願いします。

野中委員 すみません。案件が多いので、分割して事務局から説明していただくのはどうでしょうか。

議長（会長） 事務局どうですか。

事務局 問題ありません。

議長（会長） それでは、番号4まで一括説明を事務局お願いします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇番〇〇、所有権移転、図面は5ページから6ページです。場所は〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は住宅、譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在アパートに居住していますが、住宅の新築を希望しており、譲渡人はその求めに応じたものです。第3種農地であり、隣接する農地はないため、転用は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇番〇〇、所有権移転、図面は7ページから9ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は住宅、譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在〇〇の一軒家に居住していますが、姉家族が同居することとなり、手狭となるため、住宅を建設したく申請があったものです。第3種農地であり、隣接農地所有者の同意が得られているため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇番〇〇、所有権移転、図面は10ページから12ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は倉庫敷地、譲受人は〇〇の法人、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、農産物の生産、加工、販売、農作業の代行を生業とする農業法人です。倉庫が建設されている宅地を取得し農業用倉庫として利用する予定ですが、隣接する当該地も合わせて倉庫敷地として取得することを希望し申請があったものです。第2種農地ですが、代替性がないことから、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇番〇〇、使用貸借権設定、令和〇〇年〇〇月〇〇日農振除外、図面は13ページから15ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は住宅用地、譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇のアパートに居住していますが、子供が増え手狭なため、住宅を建設したく申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを

得ないと判断しました。

番号1から4について、説明は以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいま番号1から4までの内容について一括説明をいただきました。番号1の審議に入る前に、担当の倉嶋委員より、詳細・補足の説明をお願いします。

倉嶋委員

説明します。資料5ページから7ページをご覧ください。場所は、〇〇、〇〇から〇〇に〇〇メートル入ったところです。この場所は、登記は畑となっていますが、普段から草を刈ったり起こしたり特に何かを作っているような場所ではありませんでした。譲渡人は〇〇の〇〇さんで、年齢的に終活をしていきたいということで、この場所を売りたいという希望がありました。譲受人は、〇〇の〇〇さん、〇〇さん夫婦です。〇〇さんはもともと〇〇のご出身ということです。〇〇さんは、〇〇の出身ということで、〇〇小学校の学区内で住宅を建てたいという希望で、今回この場所を選ばれたということです。面積が326平方メートルありますが、若干不整形な土地です。ただ、公共下水、水道ともにすでに入っており、都合のいい土地ということで購入の希望に至りました。住宅地の真ん中に入っていますので、特に問題はないと思いますが、ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは質問がないようですので採決に入ります。番号1の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長）

はい。全員賛成と認め、承認とします。

続きまして番号2の審議の前に、担当の高木委員より詳細・補足の説明をお願いします。

高木委員

よろしくお願いします。場所は〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地になります。転用目的は住宅です。譲受人は〇〇の方で、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇に今住宅がありますが、相続も兼ねて姉夫婦が同居することになりました。手狭となるため自分が出て住宅を建設するため申請があったものです。第3種農地で、隣接農地所有者の同意が得られているため、転用は問題ないと思います。審議の方よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。第3種農地で隣接地の方からも同意をいただいているということですので、問題はないと思います。それでは質問等がないようですので採決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。続きまして番号3について審議に入る前に、担当の山田委員より、詳細・補足説明をお願いします。

山田委員 はい。それでは説明します。場所については資料の11ページから13ページを参照してください。〇〇の〇〇方向で、いわゆる住宅の密集地といったような場所になります。譲受人については、〇〇さんで、稲作を中心に、麦、大豆と盛んに生産をされている農業生産法人です。譲渡人は〇〇さんで、現在は〇〇に在住ということで、実家を空き家バンクに登録をしていたということのようです。譲受人について、今回従業員として外国人の技能実習生の受け入れを検討していたということで、空き家バンクで当該物件を見つけて、双方合意の上、住宅、土地、それから道を挟んで向かいにある倉庫等一帯をすべて譲り受けるということで話がまとまったということです。その手続きの中で、その倉庫敷地の一部が農地のままであったということがわかったということで、今回の申請になったということです。すでに当該地は倉庫敷地として使われておりまして、今後もそのまま使用予定ということで、周辺の農地等への影響はないと考えられます。特段の問題はないと考えられますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま詳細説明をいただきました。質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。それでは質問等がないようですので、採決に入ります。番号3案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成多数）

議長（会長） ありがとうございます。賛成多数でしたので、承認とします。続きまして番号4について審議に入る前に、内容の詳細・補足説明を担当の竹

内委員よりお願いします。

竹内委員

はい。資料の14から16ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇のところですか。〇〇さんの〇〇の向かい側になります。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。譲受人は〇〇さんで、現在〇〇のアパートに住んでいて、将来の生活設計を考え、申請地へ住宅を建設したいということです。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。番号4の案件について質問のある方はお願いします。

荻原委員

事務局にお伺いします。図面15ページの、申請地の左側に用悪水路がありますが、それについて教えていただきたいと思います。建物を建てるための申請地と道路との間に水路がある場合、建設課の所管だと思いますが、水路占用許可が必要になるかと思います。5条申請の添付書類として水路占用許可証が必要になりますか。それとも、建設課の所管だと思いますが水路占用許可申請と5条申請は同時でもよろしいのでしょうか。

事務局

今回の案件は占用に該当しませんが、占用許可が必要な場合は、転用の申請と同時進行で構いません。

議長（会長）

その他、よろしいでしょうか。

柳澤委員

はい。今回この契約内容が賃借権設定ということで、所有権移転ではありません。これは何か理由があるのでしょうか。

事務局

譲受人と譲渡人の関係性は親戚とのことで、所有権移転せずに使用貸借で譲り受けたいということです。父親の土地に息子が家を建てるとういう場合使用貸借権設定というケースが多いと思います。所有権移転して贈与税等をかけるのではなく、ゆくゆく父親が亡くなったときに相続税で処理したいがために使用貸借でというケースがあると思います。今回についてはおそらく相続という形にはならない関係性ですが、親戚だということで伺っています。詳細は把握しておりません。

議長（会長）

その他はよろしいでしょうか。その他質問がないようですので、採決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長）

はい、全員賛成と認め、承認とします。続きまして、番号5から9まで、事務局から一括説明をお願いします。

事務局

はい、では引き続きよろしくお願いします。

番号5、〇〇番〇〇、所有権移転、図面は16ページから18ページです。場所は、〇〇の〇〇に位置する農地です。転用目的は蓄電池施設、譲受人は〇〇の法人、譲渡人は〇〇と〇〇の方です。譲受人は、グループ会社を通じて、現在全国で合計 63.5MW の太陽光発電所を運営しています。今回の申請は、太陽光パネルではなく、蓄電池の設置ということです。蓄電池施設は、電気料金が安い時間に蓄電し、価値あるいは価格が高いときに使う・放電することで電力の安定化と収益を得る仕組みです。

なお、図面17ページの東側〇〇筆（〇〇、〇〇）も蓄電池施設の全体計画に含まれていますが、この〇〇筆は農振であることから、今月農振除外申請を行い、いずれ転用申請するという事で、今回の転用申請には含まれていません。第3種農地であり、地元や隣接者の同意を得られていることから、転用は可能であると判断しました。

番号6、〇〇番〇〇、使用貸借権設定、図面は19ページから21ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇した場所に位置する農地です。転用目的は住宅敷地、譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、関係性は孫と祖父です。譲受人は〇〇のアパートに居住していますが、手狭であることから、申請地隣接地の〇〇番〇〇の宅地に住宅を新築したく申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、〇〇番〇〇、所有権移転、令和7年12月2日農振除外、図面は22ページから24ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は自動車修理工場、譲受人は〇〇の法人、譲渡人は〇〇の方です。

譲受人は本店を〇〇に構え、申請地隣接地に事務所を置き、野菜や工業製品等の運送業を営んでします。自社車両の修理及び事業拡大のため、自動車修理工場の建設を計画し、申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号8、〇〇番〇〇、所有権移転、図面は25ページから27ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は住宅、譲受人・譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は、〇〇のアパートに居住していますが、手狭であることから、申請地隣接地の宅地

〇〇番〇〇とを一帯として住宅の新築をしたく申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号9、〇〇番〇〇、所有権移転、図面は28ページから30ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は農業用倉庫、譲受人・譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は、農業を営んでおり、自宅に隣接する申請地に農業用倉庫を建設したく申請があったものです。第3種農地であり、隣接農地の所有者の同意を得られているため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長）

はい、ありがとうございました。番号5から9まで一括事務局から説明をいただきました。それでは1つずつ審議して参りたいと思います。番号5の案件について、担当の岩井委員より、詳細・補足説明をお願いします。

岩井委員

それでは説明します。まず17ページを見てください。場所は、〇〇のそばです。〇〇方面に進んで、〇〇側に〇〇があるのですが、その手前の〇〇側です。18ページをご覧ください。譲渡人は、〇〇さん・〇〇、〇〇さん・〇〇、〇〇さん・〇〇の3名。譲受人は、〇〇です。また、図面19ページ、これが蓄電池の配置図です。左側には、憩いの場を作り、道側には駐車場、資材置き場を作る予定ということでお聞きしております。東御市で停電が起きた際は、市に優先的に電気を流していただけるということで、昨年の区の回覧版で周知されております。またこの場所には、中部電力と東京電力の高圧線が通っておりまして、計画地の中心辺りには、ちょうど中部電力の高圧線のコア鉄塔が建っており、蓄電池事業には最も良い場所だそうです。審議をよろしくをお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは審議に入ります。今回、蓄電池施設ということで、新しい事案になりますが、この件に関しまして質問等ありましたらお願いします。

倉嶋委員

特に農地転用に関してではないのですが、蓄電池について教えてもらえればと思います。市でも大分電気（再生可能エネルギー）に関しては力を入れているところもあって、今回結構大きな蓄電池施設のように見受けられます。地域で災害等があったとき、優先的にというようなお話が先ほどありましたが、このくらいの規模の施設だとどのくらい賄えるものなのかかわかれば教えていただければと思います。

事務局 何戸分というのは、わかりません。ただ、今回の計画の合計容量の記載があり、203.87メガワットアワーということなので、そこから逆算すれば何戸分というのが計算で出るかとは思いますが。確認して次回の定例総会で回答します。

議長（会長） その他はいかがでしょうか。

小川原委員 コンテナの重量が41トンということで、10トントラック4台分ぐらいだと考えるとある程度の規模のイメージはわくのですが、液漏れ等環境への影響に対して何かしら対策はとれるのでしょうか。

事務局 環境に配慮する面については、基本的には生活環境課で対応するようになります。東御市環境をよくする条例に基づいた手続きが必要になります。今回の申請にあたっては、昨年から農業委員会事務局で相談を受けており、生活環境課含め、関連する法律や条例、どの部署と打ち合わせ・相談をいつしたか等の記録の一覧表をつけていただいています。これは東御市だけではなくて、長野県や関係機関も含めてです。結構な期間をかけて、様々な機関と協議を重ねた上で、農地法についての申請がされています。生活環境課の方でも、地元との協議や環境に配慮した設備の設置等案内はしていますので、問題ないと思います。

議長（会長） その他はいかがでしょうか。

野中委員 製造者の〇〇って〇〇ですよ。太陽光パネルみたいに、例えば10年20年使って、全く使い物にならずに産廃として処理するような形になる可能性はないのでしょうか。それともう1つ、写真の施設がそのまま〇〇のところに置かれるということです。景観とかそういう見た目の問題も非常に悪くなるのではと思います。例えば、そこに、何か屋根つきのもので覆ってもらうとか、そういうことをお願いはできないのでしょうか。

事務局 農業委員会から景観に関する依頼をするのはできません。今回の事業については、地元説明会も開いているということで、その説明会の中で、景観に対することですか、蓄電池については騒音が出るメーカー・施設もあるということで、地元からも懸念する声が出ていましたが、緑地を設置するとか、できるだけ住宅街から離して設置する等の配慮を事業者で行う、地域の意見を踏まえて対応するというところで、その結果地元の同意を得られていると伺っています。

議長（会長） 新しい取り組みということで、多くの質問等いただいたわけですが、その他はよろしいでしょうか。質問がないということで、採決に入ります。番号5の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい、全員賛成と認め、承認とします。続きまして番号6について、詳細・補足説明を担当の小林委員からお願いします。

小林委員 よろしく申し上げます。場所は、〇〇の〇〇〇〇側の場所です。申請地は〇〇番〇〇になります。その下の〇〇番〇〇に申請者の〇〇さん自宅がありまして、その上の〇〇番〇〇にお孫さんの〇〇さんが家を新築したいということで、〇〇平方メートルですが、畑になっていたところを宅地にしたいということだそうです。問題ないと思いますけれどもご審議の方よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等あればお願いします。よろしいですか。それでは質問等がないようですので、採決に入ります。番号6の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい、全員賛成と認め、承認とします。続きまして番号7の案件について、詳細・補足説明を担当の高木委員よりお願いします。

高木委員 よろしく申し上げます。図面は23ページから25ページになります。〇〇から〇〇メートル〇〇に位置する農地です。自動車修理工場を建てたいということです。譲受人の方は〇〇の法人で、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は高齢ということもあり、土地の草刈もできない状態でいまして、現在譲受人の方が時々草刈等の管理をされているということです。譲受人は本店を〇〇に構えていて、申請地隣接地に事務所を置き、野菜や工業製品等の輸送業を営んでいます。自社車両の修理や事業の事業拡大のため、自動車修理工場の建設を計画し申請があったものです。特段問題ないと思います。審議の方よろしく申し上げます。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。質問等がないよう

ですので採決に入ります。番号7の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） はい、全員賛成と認め、承認とします。続きまして、番号8の案件について、担当の野中委員より、詳細・補足説明をお願いします。

野中委員 お願いします。図面は26ページをご覧ください。〇〇の集落の〇〇側の外れになります。〇〇沿いで、〇〇の入口あたりの土地になります。その次のページをご覧ください。〇〇番〇〇についてはすでに宅地に転用されており、最近まで大きな倉庫が建っていましたが、それが最近取り壊され、現在は綺麗に造成されているところです。譲受人の〇〇さんは住宅を建てるにあたり、〇〇の〇〇番〇〇の部分宅地に転用したいという申請です。ご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。質問等がないようですので、採決に入ります。番号8の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） はい、全員賛成と認め、承認とします。続きまして、番号9の案件について、審議の前に担当の高木委員より詳細・補足説明をお願いします。

高木委員 よろしくをお願いします。図面は28ページから30ページになります。〇〇から約〇〇メートル〇〇に位置する農地になります。図面の29ページを見ていただくと、譲受人の自宅が申請地に隣接していることがわかると思います。譲渡人も〇〇の方です。譲受人の方は農業を営んでいて、申請地に農業用倉庫を建設したいということで申請があったものです。隣接農地の所有者の方の同意も得られていますので、問題ないかと思います。審議の方よろしくお願いします。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。よろしいですか。質問等がないようですので採決に入ります。番号9の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） はい、全員賛成と認め、承認とします。
以上で議案第2号が終了しましたので、ここで10分間の休憩とします。

（休憩）

議長（会長） それでは再開します。
議案第3号、農用地利用集積等促進計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、議案第3号、農用地利用集積等促進計画の7月分について説明します。まず、資料の5ページが、中間管理を通した所有権移転になります。2件2筆、合計2,704平方メートルです。資料の6ページが地域計画内における中間管理を通した利用権設定になります。7件9筆、合計1万4,539平方メートルです。資料の7ページが地域計画外における中間管理を通した利用権設定になります。1件2筆、合計2,317平方メートルです。全体の合計は、10件13筆、1万9,560平方メートルです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま農地中間管理機構を通した農地の所有権移転、利用権設定について、事務局から説明をいただきました。それでは委員の皆さんには特に担当地区の案件について、内容の確認をお願いします。確認できましたでしょうか。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。

議長（会長） 私からひとついいでしょうか。地域計画内の利用権設定で、番号1から3について、賃借料0円となっていますが、ブドウ畑をお借りするのに対価がなにもないということですか。他のものと比べると少しかけ離れている状況ですが、その点はいかがでしょう。

事務局 はい、資料の6ページの番号1から3について、農地を借りる〇〇さんという方は、番号1の農地を貸す者の〇〇さんの娘さんにあたります。お父様の〇〇さんから、娘の〇〇さんに生食用ブドウの経営を継承していくということで、今回中間管理での契約の申し出がありました。親子間のため、賃借料は0円で設定したいということです。番号2の〇〇さん、番号3の〇〇さんについては、口約束だとは思いますが、〇〇さん

が今まで借りられていて、今回その農地を娘の〇〇さんに継承するという
ことで、いままでどおり賃借料0円でよいという話し合いが行われて、
今回賃借料0円で契約となりました。以上です。

議長（会長） その他よろしいですか。質問等がないようですので採決に入ります。
農用地利用集積等促進計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。
それでは続いて、第3回農業経営改善計画の意見聴取について、事務局
から説明をお願いします。

事務局 はい。今回の申請に入る前に、前回質問がありました、〇〇さんの件
について回答します。〇〇さんの経営計画で、ドライフルーツが1キロ
1万円で計上されている理由についてです。〇〇さんは、キログラム単
位で販売を行っているわけではなく、基本的には60グラム600円で
販売しています。経営計画にはkg単価しか記載の方法がないので、グ
ラム単価をキロ単価に直すと、1キロ1万円という形になるので計画の
記載上1キロ1万円となっています。以上です。

議長（会長） 小川原委員、よろしいですか。

小川原委員 はい、ありがとうございます。

事務局 それでは、今回の案件に入りたいと思います。申請者は、〇〇で認定
農業者の更新となります。住所は〇〇番地〇〇です。続いて次のページ
をご覧ください。農業経営改善計画認定申請書になります。①農業経営
体の営農活動の現状及び目標についてです。（1）営農類型は、稲作、
露地野菜、果樹類、酪農となり、目標も同様です。（2）農業経営の現
状及びその改善に関する目標ですが、現状年間所得は〇〇万円、1人当
たりは〇〇万円です。目標は〇〇万円で、1人当たり〇〇万円です。現
状年間労働時間は〇〇時間で、1人当たり〇〇時間です。目標は〇〇時
間で、1人当たり〇〇時間です。②農業経営の規模拡大に関する現状及
び目標について、（1）生産について、水稻は目標に向けて生産量と面
積を増やしていく予定です。（2）農地産物の加工販売その他の関連付
帯事業ですが、引き続き加工販売にも取り組んでいくとのことです。次
のページをご覧ください。（3）農用地及び農業用生産施設です。東御

市で現状〇〇アール、目標は〇〇アールです。水田の規模拡大に向けて、施設の拡大をしていきたいとのことです。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、循環型農業のメリットを生かし、生産したものは自ら販売することを基本として、できるだけ利益率の高い商品開発や販売先の安定を図りたいとのことです。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、社内のユニット体制の充実を図り、経営改善を進めていくのと、専門機関と情報を共有し、経営分析も行いたいとのことです。⑤農業従事の対応の改善に関する現状と目標措置について、労働環境の改善や、繁忙期の休日もしっかりとれるようにすること。また、退職金制度の導入も検討していきたいとのことです。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、水田の規模拡大に伴い、ライスセンターのリニューアルと農産加工施設、H A C C P の対応等に向けた準備を進め、作業の効率化を図り、労働生産性と製品品質の向上を目指します。経営構成については、記載通りの内容ですのでご確認ください。続いて、収支計画書をご覧ください。現状ですが、〇〇万円の売り上げとなっており、目標に向けて、〇〇万円の売り上げを目指します。水稻については、目標に向けて規模拡大をしていく予定です。また、その他の品目については、単価にばらつきがあり、k g 単価を算出することが困難なため、合計の収入のみ記載しております。経費については物価高騰を見込んで少し高めに設定しております。説明は以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当の白石委員より説明をお願いします。

白石委員 説明します。〇〇さんについては、ご存じのとおり大規模に耕作されており、かつ拡大しながら農業経営を行っています。県内外、全国的にも知られた農業者です。農場自体は〇〇です。社長は〇〇の方です。社長のお父さんで、現在会長である〇〇さんが事業を始めて、大きく事業を拡大するに至ったということでもあります。第〇〇回の〇〇の大賞や、第〇〇回〇〇を受賞しています。その他にも多くの受賞歴があるということです。多様な研修生を受け入れながら、機械化も大きく進んでいますし、ライスセンターも所有しており、今後はリニューアルしていくことのようです。いずれにいたしましても、経営的にも安定した中で事業を拡大しているということで、将来的に模範になる農業者であると思います。以上です。

議長（会長） はい、ありがとうございます。ご質問等あればお願いします。

友野委員

⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置に、農産加工施設のHACCP対応等と記載されています。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置など他のところを見ても、休日をしっかりとれるようにする等の文言が入っていますが、これは、要するにGAPか何かの認証を受けて、経営改善を進めていくということなののでしょうか。

白石委員

従業員のための寮のような施設を最近新設しているようです。GAP認証等についても途中のようですが、これからも取得していく方向だと思えます。

議長（会長）

その他はいかがでしょう。よろしいですか。ご質問等ないようですので、農業委員会としては、地域の農業を守る担い手として頑張っていたきたいと思います。それでは、以上で第3回農業経営改善計画認定審査会については終了とします。

以上をもちまして、本日の議事については終了とします。

議事録署名人_____

(※直筆をお願いします)